

# 現場説明書

業 務 名 宮城南部地区治山流域別調査

業 務 場 所 宮城県仙台市泉区根白石  
字青笹山国有林2林班外

東北森林管理局

仙台森林管理署

## 1 業務の概要について

### (1) 目的

本調査は、山地荒廃の実態を把握し、治山事業の計画及び実行の検討に必要な基礎資料を収集することを目的とする。

### (2) 法令等

- ・水源かん養保安林・土砂崩壊防備保安林・干害防備保安林・風致保安林
- ・阿武隈溪谷県立自然公園第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域・普通地域
- ・鳥獣保護区 普通地区
- ・砂防指定地

## 2 業務内容

数量内訳書（別紙）のとおり。

## 3 資料等

### (1) 示方書、参考文献等

名称	編者・著者・発行所
治山技術基準解説	(一社)日本治山治水協会
治山事業設計積算資料(参考資料)	東北森林管理局 治山課
森林土木法規集治山編	(株)林土連研究社
治山流域別調査要領	

### (2) 貸与資料

貸与資料名	部数	備考
治山台帳	1	
森林位置図兼管内図	1	令和2年度調整
国有林野施業実施計画図	1	第7次, GISデータも手交可能
平成23年度宮城南部地区流域別調査(基幹流域七北川～広瀬川)報告書	1	
平成23年度宮城南部地区流域別調査(基幹流域名取川)報告書	1	
平成23年度宮城南部地区流域別調査(基幹流域横川)報告書	1	
平成23年度宮城南部地区流域別調査(基幹流域松川～白石川)報告書	1	
令和7年度山地災害危険地区調査業務(岩手県・宮城県)	1	
平成29年度 仙台地区治山施設点検整備調査業務報告書	1	
空中写真	1	

### 示方書、参考文献等の取り扱い

上記に示す示方書、参考文献、貸与資料の取り扱い上の注意事項は下記のとおりである。

ア 業務の実行に関しては、「治山技術基準解説」「治山ダム・土留工断面表」及び東北森林管理局治山課作成の「治山事業設計積算資料(参考資料)」を優先して適用し、保安林管理道については「林道技術基準」「林道規程」及び東北森林管理局森林整備課作成の「林道設計要領」を適用するが、工事にのみ供する工事用道路については「林道規程」を適用しないものとする。

- イ 示方書、参考文献、貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は事前に監督職員の指示を受けるものとする。
- ウ 示方書、参考文献等は、業務時点の最新版を用い業務中に改定された場合は事前に監督職員の指示を受けるものとする。
- エ 上記に示す貸与資料は、業務終了後一括して速やかに返納しなければならない。
- オ 木製構造物の設計に当たっては、「森林土木木製構造物施工マニュアル」を使用すること。

#### 4 仙台森林管理署

##### (1) 準備

森林管理署等における対象地の荒廃状況等の概況、森林施業等に係る資料の収集、打合せについては、全支流域分をまとめて行うことを想定し数量計上しているため、実行の段階で乖離が発生する場合は、事前に協議を行うこと。

##### (2) 外業

予備調査の結果、現地踏査を行うことが妥当と判断された場合、監督職員に報告し、協議を行うこと。

- ① 計画の策定にあたっては、現地を十分に精査し写真等による記録を行い、現況について概要を整理し対策工の計画の概要を提示のうえ、発注者と協議すること。
- ② 森林施業を勘案し、治山施設や工事用道路等の配置について、配慮すること。
- ③ 業務地は、保安林のほか一部が森林生態系保護地域及び自然公園等内の場合もあることから、立木の伐採及び刈払い等は必要最小限に行うこと。
- ④ 業務実施中は、入林者、歩行者及び通行車両等に注意喚起し、作業中であることを掲示すること。
- ⑤ 入林する際は、管轄している森林事務所に連絡すること。

##### (3) 内業

流域毎の荒廃状況、保全対象、森林施業等を総合的に勘案して計画の策定に努めること。

##### (4) 調査現場における安全について

調査箇所に位置する市町村から消防法に基づく林野火災警報又は林野火災注意報が発令された際には、その市町村の火災予防条例で定める火の使用制限に従うとともに、山火事防止のため、普段から火気の取扱いには万全を期すこと。

##### (5) その他

#### 5 打合せ協議

治山事業調査等業務特記仕様書のとおり。

#### 6 提出書類について

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の発注者が指定した様式のとおりとするが、様式にないものについては、受注者において様式を定め提出するものとする。

#### 7 成果品

成果品納入後といえども、誤り、不備が発見された場合は速やかに処理すること。

#### 8 前金払いについて

受注者は、約款第35条第1項の前払金の支払いについて、請負代金額300万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額300万円未満の場合にあっては請求できないものとする。なお、業務の内容が測量のみの場合にあっては請求代金額200万円と読み替えるものとする。

#### 9 資材関係について

本調査業務で使用する損料、資材等の種類、品質、規格、寸法等については、下表のとおりとする。

名 称	規格・寸法	備 考